

## 保育提供体制の確保のための実施計画（案）について

## 1 実施計画（案）の審議について

国は、保育需要と提供体制の「見える化」を図るとともに、待機児童対策や人口減少対策等に係る補助事業の補助率を嵩上げする等の財政支援を行うため、市区町村ごとに「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成することとしており、本市においても千歳市子ども・子育て支援事業計画（千歳市こども計画）に基づき実施計画を策定し、国へ提出してきました。

令和8年度より、この実施計画の策定に当たり、国が指定する事業において財政支援を希望する市区町村においては、「地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市町村における意思決定を行った上で都道府県に提出すること」とされたことから、審議事項とするものです。

## 2 実施計画（案）の主な内容

- (1) 令和7年度以降の保育需要と提供体制（「千歳市こども計画」に基づく）
- (2) 期間中における整備内容及び定員増減の予定（「千歳市こども計画」に基づく）
- (3) 採択を希望する財政支援

採択種類：待機児童対策のうち要件③（設置主体の要件緩和）

財政支援：就学前教育・保育施設整備交付金

※ 要件③・・・各年度の4月1日時点において、①待機児童が1人以上見込まれる市区町村又は②待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村

※ 設置主体の要件緩和・・・就学前教育・保育施設整備交付金を活用して私立認定こども園の整備を行う場合、設置主体は原則として社会福祉法人又は学校法人に限られるところ、実施計画について「待機児童対策のうち要件③」の採択を受けることで、株式会社を設置主体として認めることが可能となるもの（本要件は経過措置であり、令和8年1月16日時点で既に株式会社等と協議を行っていた案件に限る）

- (4) 保育需要と提供体制における課題

本市においては、保育需要の増加によって令和7年度から令和11年度までに200名の保育定員拡大が必要になるものと見込んでおり、既存施設を活用した受け皿の整備や保育人材確保の取組等を通じ、提供体制の確保に努め、待機児童は生じない見込みです。

一方、既存施設が保育の提供を維持・拡大していくためには、子どもや保護者が安心して利用できる施設であることが前提となることから、設置主体の法人種別を問わず、防犯対策強化に必要な財政措置を受けるため、令和8年度において設置主体の要件緩和を希望するものです。